

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表
(平成十六年分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計
年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額 ②	6万円×(20歳-__歳) = 0,000円	6万円×(20歳-__歳) = 0,000円	6万円×(20歳-__歳) = 0,000円	6万円×(20歳-__歳) = 0,000円	円 0,000
未成年者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額 ③	円	円	円	円	円
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 A 円

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)

④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑥					

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑬」欄に移記します。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

	一 般 障 害 者	特 別 障 害 者		計	
障害者の氏名					
年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ②	6万円×(70歳-__歳) = 0,000円	6万円×(70歳-__歳) = 0,000円	12万円×(70歳-__歳) = 0,000円	12万円×(70歳-__歳) = 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額 ③	円	円	円	円	円
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 A 円

(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)

④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額 ⑥					

(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑮」欄に移記します。